

京都市告示第706号

平成28年4月1日京都市告示第36号の一部を次のように改めます。

令和6年3月29日

京都市長 松井 孝治

柱書中「別表第9」を「別表第10」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

本文第1項第1号中「別表第9(1)」を「別表第10(1)」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、同項第2号中「別表第9(2)」を「別表第10(2)」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「法」に、第2項第1号中「断熱等性能等級4」を「断熱等性能等級4、等級5、等級6又は等級7」に、「一次エネルギー消費量等級4又は等級5」を「一次エネルギー消費量等級4、等級5又は等級6」に、「一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5」を「一次エネルギー消費量等級3、等級4、等級5又は等級6」に、同項第2号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「規則」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)